

本日、ここに令和4年市議会1月会議が開会されるにあたり、提案いたしました諸議案につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、市民の皆様には、健やかに令和4年の初春を迎えられたこととお喜び申し上げます。また、一昨年から続く新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止への様々な対応にご理解とご協力を賜りましたことに心より感謝を申し上げます。

さて、年明け以降、感染力が非常に強い「オミクロン株」により、全国的に驚異的な早さで感染拡大が続いており、政府は、昨日、「まん延防止等重点措置」の適用地域を、石川県を含む18道府県を新たに加え、34都道府県まで拡大することとしたところであります。また、昨日の全国の1日当たりの新規感染者数は、初めて6万人を上回り、石川県でも過去最多となる354人の感染が確認されました。

石川県におきましては、今月中旬からの新規感染者の急増を受け、感染状況を示すモニタリング指標をレベル2の感染拡大警報に引き上げたところであり、加えまして、県は、今月27日から2月20日までを適用期間とする「まん延防止等重点措置」については、県内全域を対象とし、飲食店に対する時短要請、並びに感染リスクが高い場所への外出や移動の自粛、県外との不要不急の往来等の自粛の要請を行ったところであります。

本市でも、感染拡大が進んでおり、昨日には、55人もの新規感染者が確認され、今月に入ってから感染者は合計で199人となっております。今後、新規感染者の更なる増加を危惧するものであり、県の要請に沿ってしっかりと感染拡大防止への対応を図ってまいりたいと考えております。なお、新たな変異株「オミクロン株」に対しましても、手洗い・マスク着用など基本的な感染予防策が有効とされておりますので、市民の皆様には、改めて、感染防止対策の徹底と、より一層の慎重な行動をお願い申し上げます。

次に、新型コロナワクチンの3回目の接種につきましては、高齢者等に対する追

加接種を前倒しして実施することといたしており、来月の1日から接種を開始いたします。

さらに、先週21日、厚生労働省が5歳から11歳の子どもを対象としたファイザー製のワクチンを特例承認いたしました。このことを受け、本市といたしましても、子どもへの接種開始に向け、医師会等と協議・連携しながら、準備を進めているところであります。

いずれにいたしましても、これまでになく早さで感染拡大が進んでおります。引き続き、市民の安全・安心を最優先に、感染症対策及び必要な支援策を講じてまいり所存でありますので、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、提案いたしました補正予算案及び事件処分案について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案第1号「令和3年度白山市一般会計補正予算(第10号)」についてであります。

今般、新たな感染症対策を速やかに実行する必要性が生じたことに加えまして、参議院議員補欠選挙及び除雪に係る補正予算をお願いするものであります。補正予算総額は、17億727万9千円となります。

その内容についてであります。まず、現職参議院議員の辞職に伴い、本年4月24日に執行される参議院石川県選挙区選出議員補欠選挙に係る所要の経費のうち、今年度内に必要となる経費を計上するものであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、住民税非課税世帯等に対しまして、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、10万円の臨時特別給付金を支給するものであり、加えて、原油価格の高騰に伴う経済的負担軽減を図るため、冬期間の暖房に係る灯油代等の費用について、住民税非課税世帯に1世帯当たり5,000円の助成を行うこととし、臨時特別給付金と合わせて支給するもので

あり、所要の経費を計上いたしております。

また、子育て世帯臨時特別給付金につきましては、当初、所得制限等を設けておりましたが、国が、支給対象外の世帯への給付について、地方創生臨時交付金を財源として活用できるよう制度の見直しを行いましたことから、本市といたしましても、所得制限や離婚などにより対象から外れておりました世帯に対し、子ども一人当たり10万円の特別給付金を支給することとし、所要の経費を計上するものであります。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、米の消費や契約取引の減少により、令和3年度産米の価格が大幅に下落し、影響を受けている農業者の方々の生産意欲の維持を目的に支援金を給付することとし、所要の経費を計上するものであります。

また、除雪委託料につきましては、年末以降の除雪作業と今後の除雪に係る経費といたしまして、4億円の追加補正をお願いするものであり、引き続き、降雪予報及び積雪状況を十分注視し、市民生活に支障がないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、議案第2号及び第3号の事件処分案についてであります。

財産の取得につきましては、白山市旭工業団地北部地区土地区画整理事業の用に供する土地を購入することについて、また、財産の処分につきましては、山島工業団地分譲地の処分について、それぞれ、条例の定めにより、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案の説明を終わりますが、何卒慎重にご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願いいたします。